

鴨川市令和5年台風第13号による農地等災害復旧費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月29日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市告示第45号

鴨川市令和5年台風第13号による農地等災害復旧費補助金交付要綱の一部を改正する告示

鴨川市令和5年台風第13号による農地等災害復旧費補助金交付要綱(令和5年鴨川市告示第150号)の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

(補助事業実施予定の届出)

第6条の2 令和6年度に補助事業を実施する者は、規則第3条の規定による補助金の交付の申請に先立って、令和6年5月31日までに鴨川市令和5年台風第13号による農地等災害復旧事業実施予定届出書(別記第1号様式の1)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、令和6年4月1日前に補助事業に着手した場合であって、第2号に掲げる書類を提出することが困難であるときは、当該書類の提出を要しない。

(1) 補助事業に係る農地等の位置図

(2) 補助事業に係る農地等の現況写真

第7条中「令和6年3月25日」を「令和7年3月25日」に、「別記第1号様式」を「別記第1号様式の2」に改め、第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

附則第1項中「令和5年度分」の次に「及び令和6年度分」を加える。

附則第2項中「令和6年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

別記第1号様式を別記第1号様式の2とし、附則の次に次の1様式を加える。

別記

第1号様式の1(第6条の2関係)

鴨川市令和5年台風第13号による農地等災害復旧事業実施予定届出書

年 月 日

(宛て)

鴨川市長

申請者 住所

氏名

〔法人その他の団体にあつては、所在地  
並びに名称及び代表者名〕

電話番号

鴨川市令和5年台風第13号による農地等災害復旧費補助金交付要綱第6条の2の規

定により下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

1 補助事業の実施予定箇所

【被災箇所 1】	
種別	<input type="checkbox"/> 農地 <input type="checkbox"/> 農業用施設（ <input type="checkbox"/> 水路 <input type="checkbox"/> ため池 <input type="checkbox"/> 農業用道路 <input type="checkbox"/> その他（ ））
被災箇所	鴨川市
【被災箇所 2】	
種別	<input type="checkbox"/> 農地 <input type="checkbox"/> 農業用施設（ <input type="checkbox"/> 水路 <input type="checkbox"/> ため池 <input type="checkbox"/> 農業用道路 <input type="checkbox"/> その他（ ））
被災箇所	鴨川市
【被災箇所 3】	
種別	<input type="checkbox"/> 農地 <input type="checkbox"/> 農業用施設（ <input type="checkbox"/> 水路 <input type="checkbox"/> ため池 <input type="checkbox"/> 農業用道路 <input type="checkbox"/> その他（ ））
被災箇所	鴨川市
【被災箇所 4】	
種別	<input type="checkbox"/> 農地 <input type="checkbox"/> 農業用施設（ <input type="checkbox"/> 水路 <input type="checkbox"/> ため池 <input type="checkbox"/> 農業用道路 <input type="checkbox"/> その他（ ））
被災箇所	鴨川市
【被災箇所 5】	
種別	<input type="checkbox"/> 農地 <input type="checkbox"/> 農業用施設（ <input type="checkbox"/> 水路 <input type="checkbox"/> ため池 <input type="checkbox"/> 農業用道路 <input type="checkbox"/> その他（ ））
被災箇所	鴨川市

備考

- 被災箇所について、種別ごとに記載してください。
- 行が足りない場合（被災箇所が6箇所以上ある場合）は、適宜、行を追加してください。

2 補助事業の実施予定期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

※ わかる範囲で記載してください。

3 添付書類

- 補助事業に係る農地等の位置図
- 補助事業に係る農地等の現況写真

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公示の日から施行する。